

大石美智子議員に鳴門市議会倫理条例の遵守を求める決議

鳴門市議会倫理条例は、その前文において「鳴門市議会議員は、市民から正当に選挙された者として、すべての市民の包括的な利益を最優先としなければならない。ゆえに、議員は、あらゆる個人よりも高い倫理観を有する義務があり、また、その権限の行使による市民に対する影響力を鑑みて公人としての活動を律しなければならない。」と規定している。

本条例は、平成17年9月に行われた衆議院議員選挙において、鳴門市議会議員から公職選挙法違反の疑いで7名の議員が逮捕され、起訴されるという不祥事を受けて、議員の不適切な活動を防止するためには、議員の利害関係の透明化を図らなければならないという理念を具現化するため、議員自らが提案し、平成18年に可決・成立したものである。

我々、鳴門市議会議員は、議員として市民から負託を受けた立場と重い職責を十分に認識し、倫理条例を遵守し、市民に対し議員の高潔性と高い倫理観を実証しなくてはならない。

しかるに、大石美智子議員は、平成19年に倫理条例に基づき設置された議員倫理調査特別委員会において注意勧告を受けているにもかかわらず、このたび、再度、倫理条例第12条に抵触している恐れがあるとして、昨年の12月議会において議員倫理調査特別委員会が設置され、同委員会において調査を行うという事態が生じた。

事の重大性に鑑み、同委員会の調査を注意深く見守ってきた。しかしながら、調査の審議、議論の中において、「補助金の給付は請負には該当しない」、「議員の立場を利用して有利な取り計らいをしていないから条例第12条には抵触しない」といった複数の委員の発言があったが、これらの意見は、倫理条例の趣旨や条文の解釈を十分に理解できていない上での意見である。

同委員会の使命は、事実行為を倫理条例等に照らし合わせて、抵触しているか、していないかを審査・判断することであり、根拠理由のない個人の意見が集約されるべきものではない。

倫理条例第12条は「議員は、第5条の適用を受ける議員、その親族及び団体が

鳴門市と請負等をするに対して、辞退するよう努めなければならない。」と規定しており、「請負等」とは、同条例第2条において「請負その他の契約又は許可、認可、給付金その他の行政処分をいう。」と定義されている。

条例に照らし合わせれば、市からの補助金の交付が、条例第2条に規定する「請負等」に該当することはあきらかであり、大石議員は、同条例第12条の規定に基づき、倫理条例に抵触しないよう努力義務を果たさなければならないものである。

しかしながら、倫理調査特別委員会の調査報告を見ても、大石議員がこれらの努力義務を果たし、又は果たそうとした事実を見いだすことはできない。加えて、倫理条例等施行規程第5条には、倫理条例第12条の義務が履行できない場合は、「義務の不履行に関する抗弁書（様式第8号）を議長に提出しなければならないこととなっているが、その抗弁書さえ提出されていない。

さらに、こうした事実に加え、同委員会が調査を進めている最中において、大石議員が属する会派「新政会」が、市議会及び同委員会を誹謗中傷するビラを配布するといった前代未聞の事態が発生し、果たして、同委員会において公正・中立な議論・調査ができるのか危惧していたところである。

このような状況の中、同委員会において、調査は十分になされたものの、委員会としての最終判断が下せない状況が生じ、ここに至っているが、議会として、市民に対して説明責任を果たす上においても、この状況を看過するようなことは絶対にあってはならないと考える。

よって、ここに大石美智子議員に対し倫理条例の趣旨を尊重し、公職にある自らの立場と職責をあらためて認識し、再度、倫理調査特別委員会が設置されるに至った経緯について反省し、今後において、鳴門市議会倫理条例を遵守するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年9月25日

鳴門市議会